

各 位

会 社 名 株式会社レーサム  
代表者名 代表取締役社長 小町 剛  
(コード番号：8890 東証スタンダード市場)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 片山 靖浩  
電 話 03-5157-8881

### 当社元従業員による不正行為に関する再発防止策の策定に関するお知らせ

2023年5月12日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の元従業員1名が、複数年に亘り、特定の工事下請業者と協力して外注費の水増し発注を行ったうえで、その水増しの一部をキックバックとして受け取っていた可能性があることが判明したため、当社は、全容解明、原因究明、類似事案の有無の確認、及び再発防止策の検討を行うことを目的として特別調査委員会を設置し、2023年5月12日付で特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

その後、当社において、特別調査委員会による調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策等について検討を重ねてまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、下記の再発防止策について決定いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

また、当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、取締役の役員報酬の一部を自主返納することを決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

株主様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申しあげます。当社といたしましては、信頼回復に向けて、二度とこのような不祥事を起こさぬよう、全社をあげて再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 本件不正行為の発生原因

本件不正行為の発生原因は、特別調査委員会の調査報告書において指摘されているとおり、以下のような点にあるものと認識しております。

- (1) 工事業業者との協議が担当者任せとなっていたこと
- (2) 個々の工事の予算及び見積額に関する管理が不十分であったこと
- (3) 懸念事象の発覚時において問題の拡がりに対する意識が不十分であったこと

#### 2. 再発防止策の内容

当社は、特別調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言を受けて、以下の再発防止策を策定いたしました。

- (1) 当社が行う工事等についての社内における相互確認態勢の構築と工事管理規程の策定 (1.(1)(2)に対応)

当社は、従前より運用している当社稟議決裁規程や権限規程の内容も含め、工事施工請負会社、設計会社、什器等の物販会社等、工事推進に関連する全ての取引先との工事等取引について、工事業業者の選定、工事見積、稟議決裁、発注、検収までの各場面において、担当者任せとなっており、十分な牽制を働かせる体制となっていなかったことを踏まえ、業務プロセスについて見直しを行い、常に複数の担当者が関与する体制を構築するとともに、以下の事項を含む、各場面において必要な手続き及びルールを明確化した工事管理規程を2023年6月中に新たに策定いたします。

- ① 個別の工事内容に照らした価格妥当性を検証するための専門知識を有する独立した専任査定担当者（以下「専任査定担当者」といいます。）を設置し、当社規定以上の金額に該当する工事等（以下「査定対象工事」）の妥当性を、専任査定担当者が、見積の内容及び金額、工事の中間時及び完了時の検収の各場面においてチェックする体制を構築します。
- ② 工事業者選定に当たっては、対象候補業者の建設業免許、事業規模、営業状況、財務状況などのチェック項目を明文化し、それらチェック項目を元に、個別の工事内容に照らし合わせての施工能力、見積金額等を総合的に勘案したうえで選定すると定めた工事業者選定条件を工事管理規程で明文化します。そして、査定対象工事の工事発注予定先業者等については、管理本部と専任査定担当者による面談を実施し工事管理規程に定める確認項目のチェックを行い、その議事録を作成・保管するなど、従来から行っていた業者面談に関してその頻度や確認内容を工事管理規程に則り厳格に運用します。
- ③ 見積額に関する管理の強化として、相見積もりの取得を徹底するとともに、相見積もりを不要とする例外条件（建物の元施工業者であるとか予定工事が既発注工事との関連性を維持する必要がある場合等）を従前より明確にして工事管理規程に定めます。
- ④ 工事予算の作成とその管理については、当社では従来、不動産購入時点でのプロジェクト予算や長期修繕計画予算の作成、及びその管理を仕入担当者と工事担当者が行っていましたが、工事担当者とは別に専門的知識を有する役職員を工事予算承認者として定め、査定対象工事を発注するにあたっては専任査定担当者の査定を必須とすることで、工事予算管理を強化します。

#### (2) 不適切事象発覚時の対応マニュアルの策定 (1.(3)に対応)

当社は、当社内各種規程等において不適切事象が発覚した際にとるべき対応、意思決定権限、報告手順等を定めておりましたが、不適切事象の発覚時において、類似する問題等の有無について検討をする必要についての意識が必ずしも十分でなかったことを踏まえ、本日付けで、より実効性の高い対応マニュアルを策定いたしました。

今後、万一、不適切事象が発覚した場合には、当該マニュアルに従い、迅速かつ適切に対応してまいります。

当該マニュアルでは、不適切事象が発覚した際、速やかに報告し、適切な対応をとる必要があることを明確化するとともに、事実調査体制の構築プロセス、不適切事象が発覚した場合に検討すべき事項について針定めております。

#### (3) 内部通報制度の周知・利用対象者の拡大 (1.(3)に対応)

当社は、従前より「内部通報制度規程」を定めておりますが、当社の内部通報窓口が不正行為の防止及び早期発見のために十分機能していなかったと考えており、社内で内部通報窓口の存在を周知するとともに、2. (4)に記載のコンプライアンス研修等において通報者の匿名性が守られることや、通報者は通報により社内で不利益を受けないよう通報者は保護されることを説明し、役職員に対して当該通報制度の利用を促します。

また、当社の役職員が関与する不正行為を速やかに把握するため、内部通報制度の利用対象者を取引先、外注先等の社外の関係者まで拡大します。なお、社内外の関係者が通報しやすい体制とするため、内部通報窓口を2名（社内1名、社外1名）から5名（社内4名、社外1名）に拡充することといたしました。新たな内部通報窓口を含め、内部通報制度の周知活動については、全グループの役職員、社外の関係者を対象に2023年7月に行う予定であり、今後も年1回定期的に行ってまいります。

#### (4) コンプライアンス教育の充実 (1.(3)に対応)

当社は、当社全体として役職員のコンプライアンス意識を徹底するため、役職員に対するコンプライアンス教育を実施いたします。従前は注意喚起が必要な事項（インサイダー取引禁止、取締役に対する取締役としてのコンプライアンス研修、反社との取引禁止等）をテーマとして研修や注意喚起通達を随時

行ってきましたが、それらに加えて、近年実施していなかった、外部講師を招いての研修、コンプライアンス・マニュアルを含む社内各種規程等の内容の理解のための社内研修会等のコンプライアンス研修を、2023年7月より3ヶ月に1回の頻度を目途として全役職員に対して実施してまいります。

### 3. 取締役の役員報酬の自主返納

当社取締役は、この度の事態を厳粛に受け止め、以下のように報酬の一部を自主的に返納いたします。

代表取締役社長	月額報酬の10%を減額(3ヶ月)
代表取締役副社長	月額報酬の10%を減額(3ヶ月)
専務取締役	月額報酬の10%を減額(1ヶ月)
常務取締役	月額報酬の10%を減額(1ヶ月)

### 4. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、元従業員に対する法的措置を行うことを検討しております。

以上